

# 行財政改革を進めます

# 制度の改正のお知らせ

広報よしかわ2月号では、市の厳しい台所事情と行財政改革に関する各種計画、これから取り組んでいくさまざまなメニューなどを市民の皆さんにお知らせしました。

今月号では、「緊急行財政改革プログラム(※)」で予定している主な制度の改正と「よしかわ行財政改革推進プラン(※)」の重要事項である公立保育所の民営化などについて、その概要をお知らせします。

※「よしかわ行財政改革推進プラン」・「緊急行財政改革プログラム」は、いずれも市の行財政改革の具体的なメニューを掲げた計画です。

## 制度の内容が変更になるもの

### 乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費

乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費支給制度は、平成17年4月診療分から入院時の食事代(食事療養費標準負担額)が支給の対象外となります。

乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費支給制度では、これまで吉川市の独自事業として入院時の食事代(食事療養費標準負担額)について支給を行ってきましたが、平成17年4月診療分から支給対象外となります。(平成17年3月診療分までは、従来通り支給対象となります。)

なお、各制度の医療費請求方法については変更ありませんので、これまでと同様に請求してください。

お問い合わせ 乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費について：子育て支援課 直通☎982・9529、  
FAX982・5513

重度心身障害者医療費について：社会福祉課 直通☎982・9530、FAX982・5513

### 診断書料等助成制度

平成17年4月1日申請受付分から助成基準が「実費の1/2(上限5,000円)」となります。

この制度は、身体障害者手帳の申請などに必要な診断書の作成費用の一部を助成する制度です。

対象となる診断書料

(身体障害者手帳申請、身体障害者福祉法による補装具・更生医療給付、精神障害者保健福祉手帳申請、精神障害者医療費公費負担制度)

お問い合わせ 社会福祉課 直通☎982・9530、FAX982・5513

### 敬老祝金

平成17年度から特別祝金、喜寿祝金については廃止します。また、米寿祝金、白寿祝金の金額を見直します。

お問い合わせ いきいき推進課 直通☎982・5118、  
FAX982・5513

### 口座振替済通知の見直し

平成17年度から市税および国民健康保険税の口座振替済通知を原則として省略します。ただし、通知を希望する方に対しては個別にお知らせします。

お問い合わせ 税務課 直通☎982・5113、FAX982・5513

## 制度を廃止するもの

### 高齢者入院見舞金・交通災害見舞金・誕生記念樹贈呈事業・保存樹木等奨励金

高齢者入院見舞金（注1）・交通災害見舞金（注2）・誕生記念樹贈呈事業・保存樹木等奨励金の4事業は、平成16年度をもって廃止します。

（注1）平成16年度高齢者入院見舞金の支給対象となる方は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに30日以上継続して入院した方です。申請は、平成17年4月30日までをお願いします。

（注2）交通災害見舞金の廃止は、市が独自に行っていた交通災害の見舞金支給制度のみを廃止するものであり、埼玉県市町村交通災害共済とは異なる制度です。

お問合せ 高齢者入院見舞金について：いきいき推進課 直通☎982・5118、FAX982・5513

交通災害見舞金について：市民安全課 直通☎982・9471、FAX981・5392

誕生記念樹贈呈事業・保存樹木等奨励金について：都市整備課 直通☎982・9901、FAX983・2245

## 公立保育所の民営化

吉川市では、今年度策定した「よしかわ行財政改革推進プラン」に沿って平成18年度から公立保育所の1カ所の民営化を次の通り進めています。今後とも、保護者の皆さんの理解を求めながら、円滑な民営化に努めていきますのでご理解とご協力をお願いします。

### 1. 目的と効果

多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、より効果的・効率的な保育所運営を行うことを目的とします。また、民営化による効果としては、現行の子育てサービスの維持、保育サービスの拡大、待機児童対策などがあります。

〈民営化保育所の保育サービスの拡大内容〉

（1）土曜日の開所時間の延長：午前7時～午後5時 → 午前7時～午後7時

（午後6時から午後7時までは、市が指定する額以下の一部負担金を徴収します。）

（2）事業者提案による保育サービスの拡大：事業者選定時に地域の実情に応じた保育サービス拡大などの提案がされた場合は、その保育サービスを実施します。

### 2. 民営化する保育所と時期

市立第3保育所 平成18年4月から

### 3. 民営化の進め方

公立保育所の民営化は、運営主体を変更しても同質の保育サービスが提供できるよう、次の点に留意して進めます。

（1）すでに入所している児童に配慮し、保育内容・行事など保育環境について急激な変更を行わないものとします。

（2）運営主体の選定に当たっては、良好な保育サービスの提供を確実に期待できる事業者を選定します。

## 民営化 Q&A

Q. 公立保育所の民営化ってどのようなことですか？

A. 保育所の運営を市が直接行うのではなく、社会福祉法人などの民間事業者が行うことです。

Q. これまでの保育サービスは維持されるのですか？

A. 民営化する保育所においては、看護師・保育士の配置基準や給食（アレルギー対応食を含む）など、現在と同様に行っていきます。

Q. 民営化される保育所の保育料は値上げされませんか？

A. 民営化による保育料の値上げはありません。保育料は市内すべての保育所で同じです。

Q. 保育所運営を行う事業者は、どのように決めるのですか？

A. 運営主体である事業者選定に当たっては、保護者代表の方にも加わっていただき、良好な保育サービスの提供を確実に期待できる事業者を選定します。

また、運営開始後は、運営状況について十分なチェックを行い、適正な運営を確保するため必要な指導監督を行っていきます。

Q. 事業者への引き継ぎは、どのように行うのですか？

A. 民営化に伴う「引き継ぎ期間」を、3カ月ほど設けます。この間に、子どもたちがスムーズに新しい保育士に慣れることができるよう配慮します。

お問合せ 子育て支援課 直通☎982・9529、FAX982・5513

## 広告入り窓口封筒を 採用します

住民票や戸籍などを発行した際に、市民の皆さんに利用していただいている窓口封筒が、3月1日（火）から市内企業の広告が入ったものに変更となります。

これは行財政改革の一環として採用したもので、年間の封筒作成経費約40万円が削減されます。



お問合せ 政策室 直通☎982・5112、  
FAX981・5392